

1. 事故発生の日時 令和3年4月11日(日) 9時30分頃

2. 事故発生の場所 紀の川市

3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名：交通安全工事

工期：令和2年9月8日～令和3年6月4日

4. 請負業者 県内建設業者

5. 事故発生状況

道路を片側交互通行に規制し、拡幅工事を行っていたところ、自転車が通行区域から工事区域内に進入。工事中の路側から約5m下に転落し、自転車を運転していた被災者が負傷した。

○男性1名負傷(腰骨骨折)

6. 事故原因

・片側交互通行にあたり、道路工事保安施設設置基準に基づき、規定どおり保安施設を配置していた。

一方、工事施工上の必要性から一部、自転車が進入できる区間があった。

7. 改善対策

・更なる安全対策としてコーンバー等を使用し、一般車両、歩行者が通行区域から工事区域に進入できないようにする。

・工事関係者も含めて、転落の恐れのある施工箇所に近づくことができないように、バリケード等を設置するとともに注意喚起の標示を行う。

・保安施設の設置状態の確認、点検を作業開始前、作業中、作業終了後等適宜行う。